

けですが、この点をもう少し差しつかえない程度に詳しく御報告願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)

これにつきましては、不起訴が不当であるというその理由といたしまして、このように掲げられております。

前川静夫氏が徳島市弓町一丁目一番地の一つの宅地を自分が社長をしている徳島新聞社から二百九十三万六千四百円で買い取って、その代金は、外遊中の給与や諸手当、せんべつ、手持ち金などによつて支払い済みであつて、だから業務上横領の嫌疑はないというようなことはなつてゐるけれども、しかしながら、外遊中の給与、それから賞与、これらは五十万円から残余の二百万円ぐらいをどこから支出しているのか、その二百万円の出所が明らかでない、こういう点からも推して業務上横領の責任は免れないんだと、こういうような理由に相なつております。

○亀田得治君 それから、前川の宅地に関する点ですが、ただいまのは一丁目の一つですが、一丁目の二の部分ですね、この点に關する何か説明等がないでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)

その点につきましては、先ほど申し上げました四番目の事実に関する点でございますが、これにつきましてはこのように述べられております。それは、前川氏が自分の私宅建築のため弓町一丁目一番地の二の宅地を購入するについて、徳島新聞社のB勘定から代金六百八十二万五千円が支払われ、前川静夫氏名義で登記されている事實

が認められる。そして、その代金の支払いについては業務上横領が成り立つものと認められるから、したがつて、不起訴は不当で、起訴がかかるべきだ

といふ結論でござります。主とした理由とするところは、前川氏のもとにいた武市仁一郎さんが米沢に命じてB勘定からこの宅地代金を支出させまして、前川氏個人の所有として、これを前川氏にそういうようにして認められるに加えて、前川氏は

みずから固定資産税を支払っている。したがつて、後日借用書をB勘定に差し入れたというようなことがあつたとしても、前川氏個人の宅地の購入にB勘定から支出した業務上横領の刑事責任が解消するとは考えられない、こういう理由をつけておるわけでござります。

○亀田得治君 何か、後日、いま御指摘の点について、前川氏が新聞社のB勘定のほうに借用書を差し入れたといつたようなことかはつきりしているのですが、報告書には。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)

この点は、先ほど申し上げましたように、議決書でこうなつていて、なぜ私どものほうにはそれがございませんして、私どものほうにはそれがございませんのでわからぬわけでござります。

○亀田得治君 まあと十分御検討、再検討を願いたいわけですが、その前に、なぜ徳島地検がいままでの段階においてこの宅地問題といふのを不起訴にしたのか、その過去の事態ですね、そ

の回の当委員会におきましても刑事局長に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長

に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長

に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長

に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長

に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

明を聞いたわけですが、そしてまた、この宅地の問題に関しては、当初この問題が徳島検察庁で取り上げられたときに、担当検事は、少なくともこの

点に関する横領というものははつきりしておる、こういうことも言つていた問題なんです。また、徳島の市民の方々も、ほかの問題点といふのはこれはなかなか形は見えないわけです。しかし、この空地の問題に関しては、ちゃんとみんなが目で見て、ああいうことをやつておるということを知つておるわけで、非常にこれは注目をしておる最大の問題点なんです。そういう立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

の立場から若干補足説明をさしてもらつたわけだが、この点は検察当局としては一体どう考えておるのか。これは前

の回の当委員会におきましても刑事局長

に説明を求めたわけですが、なかなかその点の説明を受はなかつたわけ

ですが、ともかく検察審査会が検察

ざいますから、まことに相反する結論がここで二つの機関によつて出されておるという現実に直面いたしました

場合に、先生の御指摘のような御疑惑が存しますことはごもつともござい

ます。私ども、その点につきましては、これは別問題でございます。で

ぞざいまして、この判断の内容につき

う建前があつて不起訴事件の取り扱いについての私どもの立場でございます。ましては、公にこれをいたさないとい

う建前があつて不起訴事件の取り扱いについての私どもの立場でございます。まあと十分御検討、再検討を願いたいと

ござります。

○亀田得治君 まあ十分御検討、再検討を願いたいわけですが、その前に、なぜ徳島地検がいままでの段階においてこの宅地問題といふのを不起訴にしたのか、その過去の事態ですね、そ

こを一応明確にしてほしいという意味なんです。

○亀田得治君 まあ十分御検討、再検討を願いたいわけですが、その前に、なぜ徳島地検がいままでの段階においてこの宅地問題といふのを不起訴にしたのか、その過去の事態ですね、そ

こを一応明確にしてほしいという意味

ございます。

○亀田得治君 一般的には、刑事局長の言われるような建前で不起訴事件についての答弁をしぶるということは、これは一応通用すると思います。た

だ、本件につきましては、徳島地区と

これは一応通用すると思います。た

だ、本件につきましては、徳島地区と

じゃないかというふうに考えているの

でございます。私がここで検察庁の判断過程を公にいたしましても、それは

徳島地検の判断でございまして、それ

がただいま述べております私もそう思

うとうのであるかどうかといふこと

は、これは別問題でございます。で

ぞざいまして、この判断の内容につき

う建前があつて不起訴事件の取り扱いについての私どもの立場でございます。まあと十分御検討、再検討を願いたいと

ござります。

○亀田得治君 まあ十分御検討、再検討を願いたいわけですが、その前に、なぜ徳島地検がいままでの段階においてこの宅地問題といふのを不起訴にしたのか、その過去の事態ですね、そ

こを一応明確にしてほしいという意味

ございます。

○亀田得治君 一般的には、刑事局長の言われるような建前で不起訴事件についての答弁をしぶるということは、これは一応通用すると思います。た

だ、本件につきましては、徳島地区と

これは一応通用すると思います。た

だ、本件につきましては、徳島地区と

は嫌疑十分である、こういう結論でござります。

じゃないかというふうに考えているの

でございます。これに対する御質疑の御

おもとこの

こと

が

あります。

○政府委員(竹内壽平君) 御質疑の御

趣旨はまことにござつともございま

す。

おもとこの

こと

が

あります。

おもとこの

こと

が

が出るのがほんとうじゃないか、この部分だけを読むとそう思うわけですね。だから、それに付加説明程度のことなんですね。そういう立場で理解してもらって、できればその点をはっきりしてほしいと思います。検事正が声明したその声明文 자체が普通やつてならないことをやつたと書いておって結論が違うから聞くわけですから。それで、かたがた検察審査会のほうでは、それはやはり自分の私宅のために会社の金を引き出したことは事実なんだから、これは訴すべきだ、こう出てきているわけですから、それで説明を求めるわけです。B勘定から出たけれども、これこれこれの理由で法律的には結局は横領にならぬのだという見解を持つに違いない、結論からみると。だから、なぜそういう理解を持つたかというそこだけの説明なんです。それを求みているんです。

ては聞いております。聞いておりますが、検事正もあえてそこは発表しておられないところを私が検事正にとつてかわってこの公の議場で御説明をするということは、これはもう先ほど申ました事柄から申しましても私としての行き過ぎ、ということになろうかと思うのでございまして、それはこういう趣旨でござりますといふお答えはできないのでございますが、ただ、私は客観的に一つの、これも全く事件を離れて、私の見解と申しますか、私も法律家でございますので、そういう立場から意見を申し上げて差しつかえないものでございますならば、ただこういふことは言えるのじゃないか。なるほどB勘定から客観的にその金が出ておる。しかし、すべて犯罪は、故意、犯意がなければ、客観的に構成要件に該当しておりますても、それをもってすなわち犯罪であるといふうに断定できないことは御承知のことおりであります。したがつて、そこに犯意の関係等において証拠が十分でなかったといふようなことになるのじゃないだろうか、こういうふうに想像をして申し上げる、これは法律家として一つの考え方を申し上げるわけでございますが、そういうふうに徳島地検が判断をしたかどうかということは私として公に申し上げることは差し控えますけれども、私は法律家としてはそういうふうな考え方もあり得るのじやないかと、いうことだけを申し上げたいと思ひます。

らなかつた、それで犯意はないのだといふ。いうことのようですが、そこら辺が私たちは検察審査会と検察庁の意見の非常に分かれてくるところじゃないかと思つてゐますね。それは幾ら知らないといふ。言いのがれをしても、一般的のいろいろなことは、第三者の人は、自分の私宅の土地である土地の購入資金がどこから出るか知らないなかつた——それはまあ十万円や二十万円程度のものなら、これはまあ前川というものは徳島の大ボスですかね。そんな程度の金ならそういうことをあり得るが、そのばく大な金を知らないかといったということをこれは前川は言つて違ひない。しかし、そういうことを一体言つたからといって通るものだ。うかとこではいろいろな意味ではあるわけですが、そういうところに検察審査会との分かれ目があるよう思つんですね。だから、そういうことでしような。どうです、もうちょっと……。だいぶ中へ入ってきたような感じですが。

しながら、その弁解が眞実に合うことを
うことがその他の証拠によつて認め
られます場合には、それをしも犯意あ
といふに断定しないこともこれ
た検察庁がやつておることでござい
して、その点は検察庁としましては
常に慎重な態度で從来事件の取り扱
をやつておると思うのでござります。
それから先生のただいま現地でこ
いうふうに発表しておられるという
お言葉を私信じて先ほどもお答え
し上げておるわけでございますが、そ
どものほうへ発表した要旨といふよ
なものを現地からいただいておりま
が、それにはそういうことは書いてな
いわけございまして、まあ私は書く
てないことを——以外のことも発表
ておると思いますので、ただいまの生
生のお言葉を信じましてお答えしたと
うなわけでござります。

い
ら
り
ま
ま
非
い
ま
松
申
そ
う
し
じ
よ
な
い
か
か、それは。
○政府委員(竹内禪平君) 私のほうでは、いまおっしゃるようには、こちらでも御審議を願つておりますので、関心を持っておるわけございまして、新聞発表されたということを聞きましたので、直ちに、新聞発表したものといたが、その内容を知らしてほしいという電報を打ちまして、その回答としては、新聞発表したものといたが、その内容を知らしてほしいという電報を打ちまして、その回答としては、新聞発表したものといたが、その内容を知らしてほしいとい
て、その速達便が参つておるわけでござりますが、それのほうに談話として一項から四項にわたつて書いてござります。それからいま三項といつてお述べになりましたことと私どものほうでいただいております談話の報告に書いてありますことは違つておるわけでございますが、しかし私はこれはうそを報告したとかなんとか言うのはございませんで、発表してござります談話でございますので、聞いた人が疑問があれば質問をいたすでございましょうかと思いますので、別段これを私どもいふと違うふうにしておることを省略するのではありませんですね。だいいち、そういう声明文を原文どおり発表文を法務省のほうに送らぬというのは大体おかしいじゃないですか。そのままを送るべきでしょう。これは最高検察でも法務省でもいろいろ検討されていた事件なんですから。その検事正は、何かこの発表文の中で上のほうの方に見られたら困るというようなことでもあってそういう簡略なものにされたわけですかな、どういうことなんですか、それは。

しているはずはないなどとは私申さないわけですが、報告を聞いておるのは違つておるということだけをここに申し上げたわけでござります。

○亀田得治君 それははなはだ不可解なことを聞くわけですが、談話というのはこの紙一枚です。これは一、二、三、四項を簡単に書いてある。しかし、これではよくわからぬので、別に発表文という詳細な説明書がこれの数倍のものがついておるわけなんです。それを検事正がなぜ一体上のほうに送つてこぬのか、これを一べん調べてみて下さい。

○政府委員(竹内壽平君) さうそくその件を調べてみまして、なお、その発表文の中にすでに発表しております事柄につきまして、私はここで捜査の秘密を理由に申し上げないというようなそういう態度は絶対とらないつもりでございます。

○亀田得治君 それでもちょっと私わかれましたがあれ。刑事局長が不起訴処分だからあまり突っ込んで説明したくなつたがね。刑事局長が不起訴処分だからあまり突っ込んで説明したことについてその付加説明を求める程度のことなんだから、なげ言えぬのか、こういふ立場で今までやつてきたわけですね。あなたのはうは、談話という前の簡単な要約したものしか持っておらぬものだから、あまり突っ込んで言うては困るという立場であったように思うわけですが、そういうことは私今まで想像

していなかつたのですからね。なぜ表しながらそれを上に送つてこぬのか、そこをひとつ究明してほしいと思ひます。

そこで、次に移りますが、検察審査会からながらそれを上に送つてこぬのか、そこをひとつ究明してほしいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 検察庁としましては、この謄本の送付を受けましてから、新しい検事正にもなりましたし、次席検事もかわっておりますので、陣容を新たにしておりますので、さらに疑点につきまして独自の立場でもう一回再検討をしてみようということで再検討を行なつておる反面、足らぬことで、ただいま再検討並びにそれによつて再検査を開始し、実施をいたしております。

○政府委員(竹内壽平君) これは徳島地檢の前の係とは全然別個な検察官がやつておるわけですね。

○亀田得治君 前の主任検事が当たつておるかは、これはちょっとまだあつしやる気持ちはわかるわいといふところについては再検査もするといふことで、ただいま再検討並びにそれによつて再検査を開始し、実施をいたしましたが、この事件は重大事件に当たらせるという運用を実際問題としていたしております。でありますから、おそらくこの事件につきましてもそういう態度に出でておるものと思うのでござりますが、この事件は重大事件に当たらせるという運用を実際問題としていたしておられます。でありますから、おそらくこの事件につきましては、そのものにつきましてはこれを尊重して取り扱つていく、これはもう審査会がこれまでおこなつておつたよ

うでござりますので、今度は次席検事が実質上の主任検事になつてやつておつたよ

うでござりますが、たとえばきょう配付を受けましたこの資料を持見いたしま

すと、検察審査会が検察庁と意見を異にして、起訴すべきだ、あるいは不起訴にしたのは不当である、こういう結論を出したのは不當である、こういう結論を出して検察庁に回したものにつきまして、検察庁がこの審査会の意見のとおり起訴に踏み切つたというものは、ペーセンテージで言いますと一八・四%にしかなつておらん。八一・六%というものは検察審査会の結論と

つきましたが、たとえばきょう配付を受けましたこの資料を持見いたしましておるといふことであります。

○亀田得治君 そこで、検察審査会からの方とは違つておりますし、その監督指導のもとにやっておることでござりますので、全く第三者的な立場で客観的にものごとを見ていく、という態度であることは、私もそう信じてい

ます。そして、検察庁ではそういうものが違つた結論を出してそれを回されてきたという場合の検察序の取り組み方ですね。人じやなしに、今度は方針ですね。こういうことを承りたいわけなんです。本件だけじゃなく、そういう事態になつた場合に、

これはどうもいま言われたことと実際によつておられる仕事のやり方といふものが違つたんじゃないか。まあ質問をされますと、表向き検察審査会を非常

裁判官と別な人がその事件を担当するというふうにやつておるわけですね。

これは理屈として当然だと思うんですね。で、検察庁の場合はそういうことに関しての明確な規定があるわけでもないと思いますが、しかし、このやり方としてはやはりそういうふうにやるべきじゃないかと思うんであります。

○政府委員(竹内壽平君) これは、い

うことで、検察審査会といふ民主的

機関によってその審査の機会をつく

り、それによつて審査をしてもらうと

身について国民としては重大関心を持

つ。そこで、検察審査会といふ民主的

機関によってその審査の機会をつく

り、それによつて審査をしてもらうと

も起訴をしないほうがいいという結論になつたから起訴をしなかつたというふうに逐一報告をしてくるのでございまして、右から左に意見が違うというので検察庁の意見どおりに処理をしたなんという事件は一件もないでござります。そういう意見におきましては、私は非常に尊重してやつておるということを申し上げて一向はばらなりでございます。

ただ、事件の処理としましては、刑事案件でおよそ嫌疑があればみんな起訴して、無罪率を二割、三割といつたようなそういう事件の運用をするのがいいということをやつておる國も外國のほうにはあるようございます。日本は、伝統的に、起訴しないほうが刑事政策に合うというふうに考えました場合には、極力起訴はしないで改過遷善をはかる。また、どうせ裁判所に持つても事件は立たないんだという見通しに検察庁としても十分検討した結果なる場合に、あえては起訴をしない。これは検察庁の長年の伝統でございまして、現在無罪率といふものは〇・五%から六%というような非常に低い率になつておるのでございますが、検察審査会事件だけはもうと高く運用するのがいいかどうか、これは検討を要する問題でございますが、従来の取り扱いいたしましては、尊重して必ず再検討の余地を残しているわけでございます。しかも、その結果に基づいてさらに慎重に処理しているわけでございます。その処理の段階におきましては、検事総長までその処理の結果を見ているということになつてゐるわけでございます。これは

○鶴田得治君　そうすると、手続としては、地検だけできめないで、高検を通じて最高検まで来て、そうして最終的に処理されるわけですね、この種の事件は。

○政府委員(竹内壽平君)　これが稟請事件になるというのをごぞいませんで、処理はもとより地検の判断でござりますけれども、中身を検事長、検事総長まで知っておりますので、その検査報告のいかんによりましては、検事総長からもさらに意見を求められることもありますようし、指揮も出るであります。検事長からもそういうことがあるというようなことで、つまり上級官庁の監視のもとにおいて再検査が行なわれ、再検討が行なわれる、こういう形になつていてるわけでござります。

○亀田得治君　その点はわかりましたが、そこで、もう少し検察審査会の結論の扱い方について一步深めて質疑をしてみたいわけですが、現在の検察官の立場は、一般的の事件の扱いの場合には、有罪の証拠がきちんととつまづいていても、起訴するしない、その点の考慮を払うことができる制度になつているわけですね。そこで、検察審査会から回ってきた場合には、私はその点は相当変わらなければいかんのじゃないかというふうに考えていいわけなんです。検察審査会から事件が回されるまでは、法律の解釈として無理がある、あるいは証拠をそろえるのに無理があるという場合は、これは別なんです。そうでない場合に

は、検察官のそういう情状の考慮といふものは排除されなければいかんものだというふうに考えるわけです。そういう点はどういうふうにお考えでしよう。

○政府委員(竹内義平君) それは確かに私どもその点は同感でございまして、検察官が見てこれは認められるのであるけれども、今まで処理してきたいろいろな事件との比較対照において、事情くわべき情状として起訴猶予という結論をかりにいたしたとします。が、検察審査会は、そういう情状はやはり考慮する必要がないということで意見述べられる場合があると思うのでございます。そういうものにつきましては、徹底的に排除するというかたし態度で臨むことは、これは私もいささか同意いたしかねるわけでございますが、そういう考え方につきましては、検察官は、何といいますか、十分その考え方を考慮に入れる必要があるというふうに思うのでござります。ただ、申すまでもないことでございますが、非常に一般の標準と違うような場合、検察官はたくさんある事件を見て、かなり大きな立場で情状を判断いたしますが、検察審査会におきましては、あるいはまた個々の裁判所におきましては、当該事件についてものを見るということが多いのでございまして、たとえば財政犯のこときものにつきまして、かつて一権事件などと申して、検事は何でも有罪になるなら起訴するということで起訴した。しかし、起訴した以上は、有罪である以上、無罪とするわけにはいかないけれども、何と申しますか、いわゆる一権事件でそんなものは無罪だという

裁判があるって、われわれも参考にしておる事例があるわけでございますが、それは極端な例でございますが、そういうような場合に、なお検察審査会が起訴すべきだという意見であるから、検察官がそれに応じて一般の標準とはかなりひどい違があるけれどもなおやるべきであるかどうかというようなことになりますと、これは一がいに言えないのですから、そういう考え方について、今まで考えておるよりもっと尊重した態度で臨むべきだとということは全く同感でございますが、それだからといって全部それを排除してしまうてそういうものは考慮してはいかんのだというような見方は、これははとるべきでないというふうに考えております。

い。あるいはまた、証拠の問題につきましても、極端なことをいえば、多少証拠が足らんでも前後の事情でわかるじゃないか、多少証拠が足らぬといつて逃げていくのは了承できない。こういうふうな気持ちを持つところに、しきりと意見の参加というもののよさがあるわけなんですね。だから、法律解釈なり証拠の面につきましても、もつと私はこの制度の趣旨に沿つたような立場でやはり考えてほしいんです。決して私はあまり根拠もないのにどんどん人を起訴したらしいというようなそんな暴論を吐いているわけじゃないんです。が、どうせこういう問題が起きている場合には、当事者間の非常なあつれきがある、あるいは社会的に注目を浴んでいる問題ですからね。やはりそういうことを背景にして審査会の皆さんも結論を出すわけですから、この感覚といふものは、やはり法律解釈、証拠等の見方についても尊重されんといかんと思うんですがね。その点はどうでしょう。

そこで、最後に付加してお聞きした
いのは、最高裁のほうにお聞きします
が、この徳島の検察審査会の審査が始
まりました後に、問題の前川静夫氏よ
り徳島の地裁所長あるいは審査会の事
務官あるいは審査会長などに相当きつ
い手紙等が出されたようになってる
わけですが、そういう点について何か
知つておられましたらお答えを願いた
いと思います。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君)
ただいまの御質問でございますが、
私どものほうは検察審査会の仕事につ
いてあまり詳しい報告は從来受けてい
らない慣例になつておりまして、その
ような抗議文のようなものが出てる
ということはまだつまびらかにいたし
ておりますが、しかし、何らかの方
法でそういうことがあつたかどうかを
確かめてみたいと存じております。

○亀田得治君 これはぜひひとつ、突
然聞かれてわからぬかもしれません
が、お調べを願いたいと思います。と
いいますのは、こういう事件が起きた
というのは、普通地方のどこの府県に
行きましても、たいてい新聞社とい
うものは二つくらいあるわけですね、有
力な地方紙というものは、徳島県では
徳島新聞一つなんですね。ほかにもあ
りますが、いわゆる対立しているほど
の大きな力のものじゃないんです。一
つなんです。徳島市では、徳島新聞の
社長が四国放送という放送機関の社長
も兼ねている。全くマスコミ関係と
いうものを独占したわけなんですね。
かつてなるまいを始めるということこ
ろから起きてきてる問題なんですね。
で、そういうことがまた心ある人の批

判の対象にもなる。したがって、検察官の処分が出たときには、裁判所、検察官でもああいうマスコミを独占して、がんばっているポスにはやはりためなめなどと、こういう批判がありまして、本来ならば、これだけ問題になつたことですから、告発人が当然みずから審査会に持っていく案件です。ところが、もうむしろ持つていつたつてだめだというふうな感じを持っておるわけなんですね。そういう一般の市民から見れば、検察官も裁判所も審査会もみんな一つにつるわけです。それでまた、前川静夫氏のほうも審査会といふ独立機関に対して干渉するような文書を出したやに聞くわけなんですね。これはほんとうにそういうものが出て来るとしてたらけしからぬ行動だと私は思つてゐるんです。

それで、ぜひ今後の取り調べというものをひとつ既住のことにかかわらないで、公正にやつてもらおう。審査会の諸君なり市民の皆さんのがやっぱり納得できるような結論を希望しておきます。

一応ぎょうのところはこの辺で…。

○委員長(中山福蔵君) 本件に関する調査は一応この程度にいたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十二分散会

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第百五十七條の二」を「第一百五十七條ノ二」に改める。
第四十四条ノ二第一項中「提出シテ」の下に「所有權ニ闕スル」を加える。
第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「合筆若クハ合併ノ登記以外ノ要セズ」の下に「其登記ガ不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有權ノ登記ヲ為シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書受附ノ年月日」受附番号、登記権利者ノ氏名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。
第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「、所有權ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一筆ノ土地ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲ」を加え、同項の次に次の一項を加える。
第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証が滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス。
第八十一条ノ四に次の二項を加え
る。
先取特権、質権又ハ抵当権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ數筆ノ土地ニ其権利ガ存続スベキトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テ分割前ノ土地ニ閥スル権利ガ他ノ登記所ノ管轄ニ

属スル不動産ニ関スル権利ト共
先取特権、質権又ハ抵当権ノ目
タルトキハ其登記所ノ數に応ジ
ル共同担保目録ヲ添附スルコ
ヲ要ス

第八十一条ノ二第四項ノ規定ニ生
リ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目
記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ為ス
キハ登記官ハ前項ノ規定ニ準シ其
同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

第八十三条第一項中「且所有権は
外ノ権利ニ關スル登記中ニ甲地ト共
ニ其権利ノ目的タル旨」を削り、「而
ス」の下に「此場合ニ於テ所有機、生
取特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利
ニ付テハ甲地ガ共ニ其権利ノ目的タ
ル旨ヲ、先取特権、質権又ハ抵当権
ニ付テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ其権利ノ
ノ目的タル旨ノ記載アルトキヲ除キ
共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産利
ニ關スル権利ガ共ニ其権利ノ目的各
ル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加
え、同条第二項中「乙地ト」を「先取
特権、質権及ビ抵当権以外ノ権利
付テハ乙地ガ」に改め、「目的タル
旨ヲ」の下に「、先取特権、質権又
ハ抵当権ニ付テハ既ニ他ノ権利ガ共ニ
其権利ノ目的タル旨ノ記載アルトキ
ヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他
ノ不動産ニ關スル権利ガ共ニ其権利
ノ目的タル旨ヲ」を加える。

第八十四条中「第八十一条ノ四」を
「第八十一条ノ四第一項」に改める。

第八十五条第二項中「前項ノ場合
ニ於テハ」を「前項ノ場合ニ於テハ」
を「前項ノ場合ニ於テ乙地ガ所有権
ノ登記アル土地ナルトキハ」に「相
当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所
有權及ビ地役権ノ登記ヲ転写シ所有

権ノ登記ガ合併シタル部分ノミニ
スル旨又ハ」を「甲区事項欄ニ申請
ノ氏名、住所及ビ合併に因リテ其
ノ所有權ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ
区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地
權ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タ
旨」を「目的タル旨ヲ記載シテ
々」に改め、同条第三項中「所有權
ハ」を削る。

第八十九条第一項中「相当区事項
欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權
ビ」を「甲区事項欄に申請人ノ氏名
住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有權
ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載シ乙区事項
ニ甲地ノ登記用紙ヨリ」に、「関ス
旨」を「闕スル旨ヲ記載シテ夫々
に改める。

第八十九条第二項中「前項」を「第
一項」に改め、同条第三項中「第
項」の下に「及ビ第二項」を加え、同
条第一項の次に次の一項を加える。

減夫シタル土地ガ他ノ不動産トサ
ニ先取特權、質權又ハ抵當權ノメ
的タリシトキハ前項ノ規定ニ從ム
テ為スベキ登記ハ共同担保目録ニ
之ヲ為スコトヲ要ス

第九十条第四項中「、第五十一条
第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五
条」を「及ビ第六十条ノ二」に改め
る。

第九十三条第二項中「平面図
ヲ」の下に「添附シ所有權ノ登記アル
建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併
前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登
記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の
次に次の一項を加える。

第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ
規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタ
ル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の二項を加え
る。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先

取特権、質権又ハ抵当権ノ登記ア

ル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申

請ニ之を準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十
四条ノ二第一項」を「第九十四条ノ二
第一項本文」に改め、「甲建物」の下

に「及ビ乙建物」を加え、「且所有權
以外ノ権利ニ関スル登記中ニ乙建物
ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ記載シ

乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家
屋番号及ビ其権利ニ付キ同一事項ノ
登記アル旨を記載シテ夫々」を削
り、同項ただし書を削り、同項に後
段として次のように加える。

此場合ニ於テハ第八十三条第一項
後段及び第三項乃至第六項ノ規定

ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のよう
に改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ
二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」
に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次
のように加え、同条第四項を削る。
此場合ニ於テハ第八十五条第二項
ノ規定ヲ準用ス

第一百一条に次の二項を加える。
不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ
付キ前条第二号又ハ第三号ノ規定
ニ従ヒテ所有權ノ登記ヲ申請スル
場合ニ於テハ申請書ニ土地ニ付テ
ハ地積ノ測量図及ビ土地ノ所在圖
各階ノ平面図ヲ添附スルコトヲ要
ス

第一百二条中「不動産ノ表示ノ登記

ナキ不動産ニ付キ第百条第二号又ハ

第三号ノ規定ニ依リテ「を「前条第一
項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル
場合ニ於テ」に改め、「又ハ嘱託書」

及び「第百条第二号又は第三号ノ規
定に依ル」を削る。

第一百四条第二項を次のように改め
る。

第一百一条第二項規定ハ不動産ノ表
示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權
ノ處分ノ制限ノ登記ヲ嘱託スル場
合ニ、第一百二条ノ規定ハ其嘱託ア
リタル場合ニ於テ所有權ノ處分ノ
制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用
ス

第一百十五条中「記載シ若シ登記原
因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ」を
削る。

第一百六条中「若クハ弁済期」を削
る。

第一百五十七条中「弁済期ノ定アルト
キ」及び「其発生若クハ支払時期
ノ定アルトキ」を削り、「消息」
の下に「弁済期父ハ」を加える。

第一百二十二条第二項中「前項ノ場
合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキ
ハ申請書ニ」を「前項ノ申請書ニハ」
に改め、同条第三項を削る。

第二十三条に次の二項を加える。
前項ノ申請書ニハ前ノ登記ガ數箇
ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモ
ノナル場合ニ於テ其不動産ノ全部
又ハ一部ヲ管轄スル登記所ニ他ノ
各不動産ニ關スル権利ニ關スルモ
各不動産ニ關スル権利ノ表示ヲ為
特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル
トスル先取特権、質権又ハ抵当権
ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル
トキヲ除キ共同担保目録ヲ添附ス
ルコトヲ要ス

前項ノ共同担保目録ニハ前ニ登記

ヲ為シタル先取特権、質権又ハ抵

当権ノ目的タル不動産ニ關スル権

利ノ表示ヲモ為スコトヲ要ス但前

ノ登記ガ數箇ノ不動産ニ關スル権

利ニ關スルモノナル場合ニ於テ其
不動産ノ全部又ハ一部ヲ管轄スル
登記所ニ申請スルトキハ此限ニ在
ラズ

第一百二条第二項ノ共同担保目録
又ハ第一百二十八条第二項ノ規定ニ
依リ送付セラレタル共同担保目録

ニ之ヲ準用ス

第一百二十七条を次のように改め
る。

第一百二十五条第一項中「從ヒテ登
記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記
ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第一百二十七条を次のように改め
る。

第一百二十三条ノ規定ニ從ヒテ登
記ノ申請スル場合ニ於テ前

ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル
権利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十五条规定第一項中「他ノ不動
産ニ關スル権利ノ表示ヲ為シ其権
利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十五条第一項中「從ヒテ登
記ノ申請アリタル場合ニ於テ前

ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル
権利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十六条に第一項として次の
二項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取
特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル
トスル先取特権、質権又ハ抵当権
ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル
トキヲ除キ共同担保目録ヲ添附ス
ルコトヲ要ス

錄又ハ第一百二十七条第三項ノ規定

ニ依リ送付セラレタル共同担保目

録ハ前ノ登記ニ關スル共同担保目
録アルトキハ其共同担保目録ノ一
部ト看做ス

前項ノ規定ハ第八十一条ノ四第二
項（第九十三条ノ三第六項ニ於テ
準用スル場合ヲ含ム）若クハ第八

十一條ノ四第三項ノ共同担保目録
又ハ第一百二十八条第二項ノ規定ニ
依リ送付セラレタル共同担保目録

ニ之ヲ準用ス

第一百二十七条を次のように改め
る。

第一百二十五条第一項中「從ヒテ登
記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記
ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第一百二十七条を次のように改め
る。

第一百二十三条ノ規定ニ從ヒテ登
記ノ申請スル場合ニ於テ前

ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル
権利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十五条规定第一項中「從ヒテ登
記ノ申請アリタル場合ニ於テ前

ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル
権利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十五条第一項中「從ヒテ登
記ノ申請アリタル場合ニ於テ前

ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ關スル
権利ニ關スルモノニシテ其不動産ガ
他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキ亦
同ジ

第一百二十六条に第一項として次の
二項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取
特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル
トスル先取特権、質権又ハ抵当権
ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル
トキヲ除キ共同担保目録ヲ添附ス
ルコトヲ要ス

手続ヲ為スコトヲ要ス

第一百二十八条第一項中「消滅ノ登
記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他
ノ不動産ニ關スル権利ニ付キ第百二
十五条ノ規定ニ從ヒテ為シタル登
記」を「共同担保目録」に改め、同条第
二项を次のように改め、同条第二
項を削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八
十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目
録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ

同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成
シタル共同担保目録アルトキハ之
ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要
ス

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八
十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目
録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ

同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成
シタル共同担保目録アルトキハ之
ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要
ス

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場
合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八
十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目
録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ

同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成
シタル共同担保目録アルトキハ之
ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要
ス

前項ノ規定ニ依リ通知又ハ送付ヲ
受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項
ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ通知又ハ送付ヲ
受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項
ニ定メタル手續ヲ為スコトヲ要ス

